

イギリス法における共謀罪の主観的要件について

— Saik 事件貴族院判決を中心として —

澁谷 洋平

〈目次〉

- I 序
- II Saik 事件
- III 研究
- IV 結語

I 序

イギリス（イングランド・ウェールズ）において、共謀罪（conspiracy）は、独立教唆罪（incitement）、未遂罪（attempt）とならぶ未完成犯罪（inchoate offence）の中でも「最も複雑な犯罪類型」として、古くから存在し続けてきた¹。

現在、一部の例外を除き、共謀罪は、1977年刑事法（Criminal Law Act 1977 — 以下、「1977年法」と略記する）において規定されている²。そして、1977年法の制定から30年が経過した2007年、法律委員会（Law Commission）によって、共謀罪と未遂罪に関する検討作業が開始され、同年9月に『諮問書183号』³（以下、「CP183」と略記する）

1 G. Williams, *Textbook of Criminal Law* (2nd ed., 1983, Steven & Sons), at 420.

2 こうして、現在のイギリスには、1977年法の規定する制定法上の共謀罪と、コモン・ロー上の共謀罪という2つの類型が存在する。後者は、詐欺的行為、又は公共道徳の腐敗若しくは社会風俗の破壊の共謀を捕捉する「留保的・暫定的類型」であり、前者と異なり、共謀の対象が犯罪や不法行為を構成するか否かとは無関係である点に特徴がある。D. Ormerod, *Smith and Hogan Criminal Law: Cases and Materials* (10th ed., 2010, Oxford University Press), at 534-536. なお、以下、本稿では、特に断らない限り、前者の制定法上の共謀罪を「共謀罪」と表記する。1977年法制定後のイギリスの状況に関する先行研究として、熊谷丞佑「共謀罪 — そそのかし・あおり —」中山研一ほか編『現代刑法講座第3巻』（1978・成文堂）215頁、222-231頁、佐藤正滋「英法の共同謀議罪（Conspiracy）」金沢法学29巻1=2号（1987）209頁以下参照。

3 Law Commission, Consultation Paper No. 183, *Conspiracy and Attempts* (2007). CP 183は、法律委員会のウェブサイト上（http://www.lawcom.gov.uk/docs/cp183_web.pdf）で入手可能である。

が公表された後、2009年12月には『報告書318号』⁴（以下、「LC318」と略記する）が公表され、1977年法の最終的な改正提案がなされた状況にある。この一連の検討作業の「1つの契機」⁵となったのが、資金洗浄の共謀罪につき、被告人の有罪答弁に基づく有罪判決を破棄し、無罪を言い渡した Saik 事件貴族院判決⁶である。

CP183および LC318における共謀罪に関する提案内容は多岐にわたるため、そこでの議論の状況、最終提案に至った経緯、その具体的内容などについては、別途紹介・検討することとし、本稿では、イギリスにおける共謀罪の動向を正確に理解・分析するための1つの予備的作業として、Saik 事件に焦点を当て、そこで問題となった共謀罪の主観的要件について、議論状況を確認することにしたい。

II Saik 事件

1 事実の概要

(1) 被告人 Abdul Rahman Saik（以下、「被告人」又は「上诉人」ともいう）は、両替商を営んでいた。被告人は、麻薬取引その他の犯罪行為の収益を換金・移転することを共謀したとして、資金洗浄罪（1988年刑事司法法（Criminal Justice Act 1988 — 以下、「1988年法」と略記する）93C条2項）の共謀罪で訴追された。本件における訴追事実は、以下のとおりであった。

「German Lemos, Abdul Rahman Saik, および Jose Alvarez は、2001年5月1日から2002年3月1日の間、薬物取引その他の犯罪に対する他人の刑事訴追又は財産没収命令の発令・執行を回避することを援助する目的をもって、その財産が全体的又は部分的に、直接的又は間接的に、薬物取引その他の犯罪による他人の収益に相当することを認識しながら、又はこれを疑うに足りる合理的理由を有しながら、財産つまり紙幣を移転することを共謀したものである。」⁷

公判期日が目前に迫った2002年10月18日、被告人は、弁護人の作成に係る書面を基

4 Law Commission No. 318, *Conspiracy and Attempts* (2009). CP183と同様、LC318も、法律委員会のウェブサイト上 (<http://www.lawcom.gov.uk/docs/lc318.pdf>) で入手可能である。

5 CP183, *supra* note 3, para 1.20.

6 *R v. Saik*, [2007] 1 A. C. 18.

7 *Saik v. R*, [2004] EWCA Crim. 2936, para 3.

礎として、以下のように有罪答弁を行った。

- ①「被告人 Saik は、犯罪収益であるとの疑念を有していたところの金銭を洗浄したことについて、有罪答弁を行う。」
- ②「被告人は、換金取引の数量が増加した2001年12月頃から、その疑念を抱き始めた。」
- ③「住居・邸宅に関して、訴追側はこれが共同財産であり、現在のところ、両替所における業務活動による資産であるという証拠が存在しないことを認めている。」⁸

訴追側もこの被告人の答弁を受け入れ、2002年10月22日、刑事法院（Crown Court）は、有罪答弁に基づき有罪判決（7年の拘禁刑）を下した。

(2) 刑事法院における有罪判決に対して、被告人は、①自己の有罪答弁が量刑および財産没収に関する誤った法的助言の結果であること、②有罪答弁の基礎となっている「疑念を抱くに足りる合理的理由」又は「実際の疑念」が資金洗浄の共謀罪の有罪判決を基礎づけるには不十分であること、ならびに③量刑不当を理由として、控訴院に上訴した。

2004年11月24日、控訴院刑事部（Court of Appeal Criminal Division）は、上訴理由③を認め、原判決を破棄して5年6月の拘禁刑を言い渡す一方⁹、上訴理由①・②については、以下のように判示して、上訴を棄却した。

まず、①について、上訴人は刑の上限を正しく認識するとともに、量刑は諸事実に基づき裁判官が判断する事柄であり、確実な保障がないこと、および住宅没収の蓋然性はないが、その可能性があることを認識していることから、「上訴人の受けた法的助言がその有罪答弁を無効にするものではない」¹⁰。

次に、②について、上訴人は、①1977年法1条2項が、上訴人および少なくともその他の共謀者1名による「重要な諸事実に対する『実際の認識』」を要求している点、②「財産の犯罪収益性に疑念を抱くに足る合理的理由」に部分的に基づく訴追の場合、1977年法1条1項の要件を充足し得ない点、および③1988年法93C条2項の既遂犯の場合、「他人の刑事訴追・財産没収命令の発令・執行の回避を援助する」という「特別の意図（specific intent）」が前提条件であり、共謀の訴因にもこれが要求されるどころ、疑念を抱くに足りる合理的理由という「客観的テスト」によってはこの要件を

8 *Id.*, para 2.

9 *Id.*, paras 70-71.

10 *Id.*, paras 33-59.

充足し得ない点から、法的に共謀罪を構成し得ないと主張するが、金銭の犯罪性に対する実際の疑念が明示的に認められている本件において、上訴人の議論には「無視し得ない難点」がある。そのような疑念を持つ者は、当該犯罪行為に対する刑事訴追が提起される可能性、および財産の換金・移転によってその可能性を減少させていることを認識している。彼が「その換金・移転の目的が、遂行されていると（確実に認識しているわけではないが）疑念を抱くところの犯罪行為を理由とする他人の刑事訴追を回避することであると認識している」と語ることは、そこから大きな距離のあるものでない。そのような状況にある場合、1988年法93C条2項のメンズ・レアを有している。2名の者が(i)財産の換金・移転に合意し、各人が(ii)その財産が犯罪収益であるとの認識又は疑念を有し、かつ(iii)それが1988年法93C条2項所定の目的であることを認識していれば、その共謀罪が成立するに十分である。1977年法1条2項の中に、この結論に影響を及ぼすものは何もない¹¹。

なお、控訴院は、1968年刑事上訴法(Criminal Appeal Act 1968)33条2項に基づき、「一般的・公共的重要性を有する」ものとして、以下2つの法的問題が上訴理由①に含まれていると認定した。

- (1) 被告人が、犯罪収益であるとの疑念を抱くに足りる合理的理由を有し、かつこれを実際に疑っていたが、そのように認識してはいなかったところの財産を移転・洗浄することの合意に参加している場合、1988年法93C条2項の共謀罪で有罪判決を受け得るか。
- (2) 「移転・洗浄される財産が犯罪収益であることを（実際に認識し、又は疑うことなく）疑念を抱くに足りる合理的理由を有していた場合、1988年法93C条2項の罪につき、有罪となる」という客観的要件は、「被告人の行動が他人の刑事訴追を回避することを援助し、又は財産没収命令の発令・執行を回避する目的で行われなければならない」という主観的要件と整合的か。

(3) 被告人は、貴族院へ上訴し、次のように主張した。

- ① 訴追側が①客体の財産が他人の犯罪収益であること、又はこれに相当すること、および②被告人および少なくともその他の関与者1名がその事実を認識していたことの2点を証明しない限り、資金洗浄の共謀罪は成立せず、③上訴人の合意は1977年法1条1項を充足しない。1977年法1条2項は、厳格責任犯罪(strict liability offence)や無謀犯罪(recklessness offence)に限定されず、全ての犯罪に適用さ

11 *Id.*, paras 60-69.

れる。そして、同項における「認識」は、「確信 (belief)」とは異なる。

- ②資金洗浄罪は、①客体の財産が犯罪収益であること、ならびに②被告人がその事実を実際に疑っていたこと、および③被告人が②の疑念を抱くに足りる合理的理由を有していたことの3点の証明を必要とする。1988年法93C条2項が「実際の疑念」でなく「疑念を抱くに足りる合理的理由」の証明のみを要求していると解すると、所定目的による合意形成は不可能である。他方、同条が「実際の疑念」の証明を要求していると解する場合、目的要件との間に矛盾はないが、諸事実の証明がなお必要である。
- ③訴追側は、起訴状に記載された事実のうち、「既遂犯のメンズ・レアは非本質的なもの (immaterial averment) である」と主張するが、その内容は「事案の真の性質」を示していない。資金洗浄の共謀罪は、「現在の財産」と「将来の財産」の何れに対しても形成され、前者では財産の違法性の「認識」が、後者ではその「意図」がそれぞれ争点となり得るところ、本件では訴追事実が示されていない。この点は、1971年正式起訴状規則 (Indictment Rules 1971) 5条上の瑕疵がある。もっとも、起訴状に記載された内容の当否という形式・手続面に関わらず、本件では、「合理的理由の存在で十分である」との実体的に誤った主張がなされている。
- ④訴追側は、「意図には、『実質的に確実な結果』であると認識しているものも含まれる」と主張するが、1977年法における「意図」は「結果」でなく合意関与者による将来的な行為に関連しており、同法1条1項は、合意された一連の行為が「関与者の1人の実行によって、必然的に犯罪遂行に達すること」を要求している。そして、「必然的であること」と「実質的に確実であること」とは異なる。当該事象の不発生の可能性をも含む後者は、共謀罪の証明には不適切である。仮に「実質的な確実性」で足りるとしても、財産の違法性の可能性、既遂犯の遂行の疑念を抱く合理的理由（又は実際の疑念）によって意図を証明することはできない。
- ⑤訴追側は、「『認識』には『悪意ある盲目 (wilful blindness)』も含まれる」と主張するが、認識の「要素」とその「証明方法」を区別することが重要である。1977年法の要求する確実性の程度から見て、「認識」は「熟慮 (contemplation)」とも区別されなければならない。当該財産の違法性に対する被告人の「疑念」は、これをいかに構成したとしても、共謀罪の訴追事実を支えるものとして不十分である¹²。

12 *R v. Saik*, [2007] 1 A. C. 18, at 21-25.

他方、訴追側は、次のように主張した。

- ①共謀罪のメンズ・レアは、「意図」又は「認識」の何れかである。そして、資金洗浄罪の訴追では、財産の犯罪性を証明しなければならない。この点は、1977年法1条2項にいう「事実又は状況」である。従って、資金洗浄の共謀罪は、財産が犯罪収益であること、又は犯罪収益であろうことを意図又は認識していることを要件とする。ここで、1977年法1条1項における唯一のメンズ・レアであり、同条2項における選択肢の1つでもある「意図」が、決定的に重要である。資金洗浄の共謀罪の文脈では、共謀関与者が①一連の資金洗浄行為を実行する現在の意図を形成するとともに、②違法な金銭を取り扱う意図をも有している。その場合、「その状況が存在した場合には犯罪を遂行することになるであろうこと」を意図している点で有罪となるのであり、共謀の実現に決定的となる1つの事実に関する認識・錯誤は非本質的である。その金銭が違法なもの「かもしれない(may)」ことを認識していれば十分である。
- ②上訴人は「疑念」を有していたにとどまるが、これは減輕可能な事情にすぎない。同人は違法な金銭を洗浄する意図をもって合意に参加している。人は、金銭が犯罪収益であることを完全には認識していないが、利益が存在することから、熟慮に基づいてその点を調査しないままこれを取り扱うことに合意する場合がある。その場合、金銭の処理から利益を得ることが意図されており、違法な金銭の取扱いを意図している。そこでは、財産の犯罪収益性という状況が存在し、又は存在するであろうことを意図又は認識していたものといえる。それゆえ、1988年法93C条2項の「所定目的」と「認識」又は「疑念を抱くに足りる合理的理由」というメンズ・レアとの間には、何ら整合しない点はない。
- ③資金洗浄の共謀罪に関する正式起訴状の記載事実は、多数の控訴院で受け入れられた「共通の形式」に従っている。
- ④もう1つの択一的要件である「認識」も、これを狭く構成すべきでない。1977年法1条2項における「認識」とは、一定の事実又は状況が将来発生するであろうことを認める(appreciate)ことであり、これが存在し、又は存在するであろうことの知識(knowledge)ではない。そう解さなければ、盗品関与罪、器物損壊罪、性犯罪など、将来的犯罪の遂行に係る共謀罪が成立し得なくなる。従って、共謀罪における「認識」は、「熟慮」、「悪意ある盲目」を含む。
- ⑤ある結果が自己の行動の実質的結末であることを認識している場合、その結果の発生が本人の「目的」ではなかったとしても、これを「意図」していたと認定するこ

とは許されている¹³。

2 貴族院判決

(1) 2006年3月3日、貴族院は、被告人の上訴を認め、有罪判決を破棄した。本法廷を構成した5名の貴族院裁判官の意見の主要部分は、それぞれ以下のとおりである¹⁴。

① Lord Nicholls of Birkenhead

「[4] [1977年法] 1条1項の下では、共謀罪の主観的要件は、合意を形成することに伴われる主観的要件に加えて、他の関与者により、当該犯罪の遂行を必然的に伴うであろう一連の行為に従事する意図から構成される。関与者たちは、既遂犯によって禁止されている行為を意図していなければならない。彼の心理状態はまた、その既遂犯の主観的構成要素を充足しなければならない。仮に既遂犯の構成要素の1つが『特別な意図をもって行為すること』であるならば、関与者は禁止された行為の実行とこれを所定の意図をもって実行することをともに意図していなければならない。重大な身体的傷害の意図をもって行われる傷害罪（1861年人身犯罪法（Offences Against the Person Act 1861）18条）の共謀は、そのような意図の証明を要する。禁止された行為の結果に関して規定されている心理状態が『無謀』の場合、その立場は同じである。生命の危殆化に関して無謀な状態でなされる器物損壊は、犯罪である（1971年毀棄法（Criminal Damage Act 1971）1条2項）。同罪の共謀は、器物損壊を行うこと、およびその行為が生命を危殆化するか否かにつき敢えて無関心な状態でこれを行うことの意図の証明を要する。」

「[5] 禁止された行為をする意図は、たとえそれが何か特定の事象の発生又は不発生に条件づけられて表明されたものであるとしても、1条1項の範囲内にある。常に問題なのは、合意された一連の行為が、関与者の意図に従って実行されたならば必然的に犯罪遂行を伴うものであるか否かという点である。翌日、現場到着の際に危険がなければ銀行強盗に入るとの共謀は、このような条件が付されていることを理由として、強盗の共謀とならないわけではない。……空想のような事案は別として、『合意の条件的性質』は、その共謀を1条1項の枠外に置くには不十分なものである。」

「[6] 1条2項は、1条1項によって創設された犯罪の範囲を限定するものであり、より困難な規定である。1条2項の本質的な目的は、『厳格責任および無謀というものが共謀罪の中に居場所をもたないこと』を確実にするという点にある……。」

「[7] 1条2項の下では、共謀は、『既遂犯の遂行に必要とされる事実又は状況が存在するであろうとの意図又は認識』という第3の主観的要件を含んでいる。盗品関与罪を例にとると、

13 *Id.*, at 25-30.

14 各意見中の [] 内の数字は、判例集に付された段落番号を指す。また、[] 内の語句は、引用者が挿入した。なお、本文中、イタリックの部分に傍点を付すとともに、適宜『』を付した。

その構成要素の1つとして、物品は盗まれたものでなければならない。これは、犯罪遂行に必要な1つの事実である。1条2項は、犯罪を構成する行為が行われる時点でその事実が存在するであろうことを意図又は認識していることを要求している。」

「[8] この意図又は認識の要件から、既遂犯の遂行にとって必要とされる主観的要件の証明が、その犯罪の共謀の罪責を問ううえで常に十分なものとなるわけではないことが導かれる。重要な事実又は状況に関して、共謀罪は独自の主観的要件を有している。共謀罪において、この主観的要件は、『意図又は認識』程度の高いものとされている。これは、『疑念』のように、重要な事実又は状況に関して既遂犯によって要求されている、より低いレベルの主観的要件をも包含する。このような観点から、共謀罪の主観的要件は、既遂犯のそれと異なり、それを上回るものである。そうである場合、既遂犯におけるより低い主観的要件は、共謀の罪責を問ううえで無用なものとなる。それは非本質的な言明である。これを共謀罪の訴追事実の中に含ませることは、本質的に混乱を招くものであり、避けるべきである。」

「[9] 『犯罪遂行に必要な事実又は状況』という表現は不明確であり、時として、いくつかの難しい問題がその適用の中で生じる。その鍵は、1条2項に明示されている『意図又は認識』と特定の『事実又は状況』との間の区別であるように思われる。後者は、その犯罪のアクトス・レウスの要件に向けられている。その犯罪の主観的要件は、1条2項の目的に照らし、『事実又は状況』それ自体ではない。」

「[10] このコントラストは、他人Aが犯罪に従事していることを認識し、又は疑いながら、Aの犯罪収益の保持を促進する計画に参加する罪（1988年法93A条）によって例示され得る。被告人がAの犯罪歴を認識し、又は疑っていなければならないという要件は犯罪の要素であるが、これは主観的要素である。被告人がこのような心理状態を有することの要件は、1条2項内にある事実又は状況ではない。その犯罪の別の構成要素は、その財産が犯罪収益でなければならないことである。それは犯罪遂行にとって必要な1つの事実であり、1条2項はその事実に適用される。Sakavickas事件の分析は、誤ったものであった。」

「[13] このアプローチの根底にある理論的根拠は、およそ共謀罪が人の意図を基礎として刑事責任を課すものという点にある。それは、既遂犯の遂行によるものとは異なる害悪である。それゆえ、『共謀罪において犯罪化されている意図が、それ自体非難可能なもの (blameworthy) であるべきこと』は正当である。これは、その点に関する既遂犯の規定とは無関係に、そうあるべきである。」

「[14] …… 1条2項の範囲と効果に関するいくつかの論点に目を向けると、その出発点は、『この解放的規定が厳格責任を伴う既遂犯に限定されないこと』に言及することにある。1条2項はそのように規定しておらず、そのような解釈には理由もないであろう……。」

「[15] 1つのより困難な問題は、既遂犯の構成要素が『被告人は重要な事実又は状況を『認識』していなければならない』とされている場合に生じる。一見したところ、1条2項はこの場合に適用されない。1条2項の冒頭の文言は、その表面上、重要な事実又は状況に関する認識なく犯罪を遂行し得るような場合にその範囲を限定している。」

「[16] 明白なことに、議会は、既遂犯の遂行に要求される意図を欠く場合に共謀の罪責を課し得ることを意図していなかった。それは、正当なものではあり得なかった。議会は、その

ようにきわめて不適切な結果を意図し得なかったであろう。むしろ、1条2項の根底にある前提は、『重要な事実の認識が既遂犯の構成要素である場合、その認識は既遂犯遂行の共謀罪の構成要素でもある』という点である。』

「[17] このような結論に到達するための方法は、次の2つである。まず、単純に、1条2項はこの種の事案に適用され得ないとする方法がある。これは、既遂犯における認識要件が共謀の観点においても充足されなければならない要件として生き残ることを意味するであろう。関与者が既遂犯によって要求される特別の意図をもって行為することを意図していなければならないのと同様に、彼は既遂犯の要求する認識を有しながら禁止された行為をする意図を有していなければならない。従って、この分析に基づくと、事実の認識が既遂犯の構成要素である場合には、1条2項は必要とされない。」

「[18] また別の道筋は、……1条2項がそのような場合に適用されることを提案する。1条2項は、『たとえ犯罪の刑事責任が認識なく課され得る場合であっても適用可能なもの』と解釈されるべきである。1条2項における『それにもかかわらず』という文言の機能をそれ以外に認めることは困難である。これは、心許ない理由のように思われるかもしれないが、それで十分である。」

「[19] 前者の方法は1条2項の文言とより容易に合致するが、私は、……後者の方向を支持している。共謀とは、将来に向けたものである。合意形成時に、既遂犯の『特定の事実又は状況』が発生していないこともある。それゆえ、関与者は、その時点でその事実又は状況を『認識』しているとはいえない。仮に事実・状況の発生が彼の支配を越えたところにある場合には、その関与者がその事実又は状況を認識する『であろう』ということもできない。」

「[20] 1条2項は、明らかにこのような状況を考慮するものである。関与者は、その共謀が実行に移される時点でこのような事実又は状況が『存在し、又は存在するであろうこと』を『意図又は認識』していなければならない。最も適切な文言ではないけれども、『意図』とは、将来に向けた心理状態の記述である。これは、既遂犯の文言と対比されるべきである。一般的に、既遂犯における『認識しながら』その他類似の言及は、過去の事象に関するものである。これが、共謀罪の訴追の場合に形成され得ることは疑いない。しかし、そのより直接的かつ満足のゆく道筋とは、『認識しながら』といった文言が既遂犯との関連において果たしているところの機能を共謀との関連において果たすものとして、1条2項を理解することである。そのようなアプローチは、この種の事案において『意図又は認識』という表現がどのように機能するかという点に関する議会の意図と考えられるべきものと、より整合的である。こうして、合意形成時にその財産の属性が不明である場合の盗品関与の共謀に関しては、訴追側が『関与者が共謀の対象となる財産が盗品であろうことを意図していたこと』を証明しなければならない。」

「[21] それゆえ、……1条2項の望ましい解釈とは、それが『全ての犯罪に適用される』というものである。それは、犯罪の1つの構成要素が特定の事実又は状況である場合、常にそのような構成要素に適用される。」

「[23] [1988年法が] 禁止する行為は、……財産の隠匿・偽装、換金・移転、ならびに国外移送である。こうして、本罪の共謀には、これらの諸行為の1つ以上を実行することの合意

が含まれる。さらに、所定目的も必要である。既遂犯の別の構成要素は、当該財産が犯罪から得られたものでなければならないという点である。……財産の犯罪的性質は、その犯罪を遂行するうえで必要な事実である。この事実は、1977年法1条2項に該当する。それゆえ、1条2項をその事実に適用すると、訴追側は、『共謀が実行される時点でその事実が存在するであろうことを関与者が意図又は認識していたこと』を証明しなければならない。ここから、共謀の合意に到達した時点でその財産が特定されていない場合、訴追側は、その財産が犯罪行為の収益であろうことを関与者が意図していたことを証明しなければならない。」

「[25] ……その共謀が関連づけられる財産が合意形成時に特定されている場合については、どうであろうか。そのような場合、訴追側は、その財産が犯罪収益であることを関与者が『認識していた』ことを証明しなければならない。これは、1条2項の解釈における次なる難問である。……日常的な用語法によれば、犯罪に参加していない限り、その財産が犯罪収益であるか否かを『認識』することはできない。伝えられたことに基づき、そうであると信じることが可能であるにすぎない。このアプローチの採用は、1988年法93C条に関する限り、『特定された財産の事案において認識を確信と同視することが、特定されていない財産の事案における意図の要件との調和を図る1つの手段となるであろう』ことを意味するであろう。それは、両者の事案において、関与者の心理状態が重要な問題であることを意味している。財産の実際の属性は、重要でない。」

「[26] 私は、後者のアプローチが受け入れられ得るとは考えていない。1条2項における『意図又は認識』の表現は、全ての関与者に一般的に適用される規定である。この文脈において、『認識』の文言は厳密に解釈されるべきであり、希釈されるべきでない。『認識』とは、『真の確信 (true belief)』を意味する。それが『悪意ある盲目』を含むものか否かは、本件上訴において提起された争点でない。93C条2項が適用される際、特定された財産の事案において、関与者はその財産が実際に犯罪収益であることに気づいていなければならない。訴追側は、その点を証明しなければならないのである。」

「[30] 以上述べたことから、共謀罪を理由とする有罪判決を維持することはできない。1条2項が適用される事実の点からすると、『疑念』では十分でない。財産の属性に関する認識又は意図が証明され、又は認められなければならない……。」

「[31] [訴追側によれば] 疑念は、『その銀行券が犯罪収益であるかもしれない (might be)』ことに気づいていたことを意味している。上訴人は、たとえそれが犯罪収益であったとしても、その銀行券を換金・移転することを意図していた。こうして、彼の意図は、……条件付意図に類似するものであった。それは、1977年法1条1項および2項を充足し得るものであった〔とされる〕。」

「[32] こうした議論を受け入れることはできない。心理状態としての疑念は、訴追側が試みているような形で適切に分析・分解され得るものでない。日常的な用語法、制定法の中で、疑念と認識の間には1つの区別がなされている。前者と後者を同一視することはできない。1条2項は、所定の事実が『存在し、又は存在するであろうこと』の『意図又は認識』を明示的に要求している。それは、犯罪収益かもしれないとの疑念にとどまる者の心理状態ではない。彼は、条件的にであれ、金銭が犯罪収益であろうことを『意図して』いない。単に疑

念を有しながら、なお先に進んでいるのである。」

「[33] こうした区別は、非難可能性の観点から、完全に満足の行くものではない。しかし、このことによって、……1条2項における(a)『意図又は認識しながら』との文言と……(b)無謀又は疑念……との間に議会が明確に引いた区別を侵食する権限が貴族院に与えられるわけではない。議会は、共謀罪の事案において、無謀や疑念の証明では十分でないことを意図していた。……本件における魅力的でない結論は、共謀罪の訴追事実の形成に関するMontila事件判決以降の影響、ならびに上訴人の限定を付した答弁を受け入れたことから派生している。しかし、本件における……結論を回避したいとの意欲は、1条2項の歪んだ解釈を正当化し得ない。議会の設定した枠を越えるところにまで共謀罪の成立範囲を拡大することは、裁判所の役割でない。」

「[34] さらに、訴追側は、有罪答弁によって……上訴人が認識以外の全ての犯罪構成要素を認めたものと主張している。上訴人は、他人の刑事訴追等の回避を援助する目的をもって銀行券の換金・移転することを意図していたことを認めている。その心理状態は、……金銭が犯罪収益に相当することを認識している上訴人に合致する、と。」

「[35] この議論にも、同意することができない。証拠および推論によって、『被告人の目的は他人の刑事訴追の回避であった』との証明から『その財産が違法な性質を有していることに気づいていた』との結論に至ることが僅かな段階であることは、容易に認められる。しかし、それは、証拠に基づく推論である。疑念のみを基礎として明示的に進められた限定的な答弁に基づいて、そのような一步を適切に踏み出すことはできないのである。」

「[37] ……以上の諸理由から、……上訴を認め、有罪判決を破棄する。第1の法的問題に対しては、『否』と回答する。第2の法的問題に対しては、Lord Hopeの意見に示された意味において、『是』と回答する。……」

② Lord Steyn

「[38] ……Lord Nichollsの意見の中で示された法的分析を説得的なものとする。Lord Nichollsが提示した理由に基づき、上訴を認め、有罪判決を破棄する。」

③ Lord Hope of Craighead

「[41] 訴追者の抱える問題は、『制定法上の共謀罪が未完成犯罪として理解されている一方で、これらの事案において証明しようとしている事柄の本質は、被告人が将来犯罪を遂行することを他者と共謀したということではない』という事実によって、より容易になるわけではない。証明しようとしている事柄は、被告人がその段階を越えて実際に資金洗浄行為に従事することによって、その共謀を促進する行為をした点にある。被告人を共謀罪で訴追することによって一連の完成された犯罪的行為を処理することは、1つのデバイスである。その目的は、その行為経過全体が1つの訴因の中で厳しく吟味・精査されること、および量刑段階において、被告人の犯罪的活動全体に対して刑罰が科されることを確保するところにある。……しかし、制定法上の共謀罪は、このような形で使用するために作られていなかった……。」

「[51] ……上訴人は、[1988年法93C条2項における「疑念を抱くに足りる合理的理由」と

「所定目的」という] 2つの要件には矛盾があると主張している……。」

「[52] この2つの要件の明白な不整合は、第1命題の含意に関する誤解に基づくものと考えられる。『疑念を抱くに足りる合理的理由を有するか否か』というテストは、制定法によって警察官に付与されている身柄拘束又は搜索権限のように、その他の文脈ではよく知られたものである。そこでは、その人物が疑念を有しているとの仮定がある。……客観的テストは、公正さの利益という点から、その疑念が合理的根拠を有していることを保障するために導入されたものである。主観的テスト——実際の疑念——では十分でない。客観的テスト——疑念を抱くに足りる合理的理由——をも充足する必要がある……。」

「[53] 93C条2項の文言も、……同じ方法で分析可能である。『認識』又は『疑念を抱くに足りる合理的理由』の証明を要求することによって、2項は、この2つの選択肢の何れの場合においても、『禁止された行為に従事する時点で被告人の内心に存在したもの』に注意を向けている。財産の由来に疑念を抱くに足りる合理的理由の証明は、認識の証明と同じ方法で取り扱われる。2項は、『合理的理由を有するとの証明を受けた者は、これを取り扱う時点において、犯罪収益であるとまさに実際に疑っているもの』と仮定している。そのような人物は、認識した者と同様に、2項の下で訴追される可能性があるという警告上にある。主観的要件であるところの『実際の認識』を証明する必要はない。訴追側は、その代わりとして『疑念』に依拠することができるが、その場合、疑念の証明では十分でない。『疑念を抱くに足りる合理的理由』の存在を証明しなければならない。換言すれば、第1の要件は、『その人物が疑っている』という主観的部分と、『疑念を抱くに足りる合理的理由が存在している』という客観的部分の双方を含んでいる。」

「[54] 所定目的に関する第2の要件は、その犯罪のメンズ・レアの本質が見出されるべきところに存在する。『被告人の目的が、他人の犯罪収益を洗浄することにあった』という点を証明しなければならない。被告人がその財産の由来を認識している場合、その認識が彼の活動の目的と結びつけられる。被告人が疑念を抱くに足りる合理的理由を有している場合、同様に、彼の疑いとその目的と結びつけられる。彼の目的が何であったかという証明は、様々な推論によって認定される必要があるのが通常であろう。被告人の認識又は合理的理由の証拠は、彼の目的を証明するに足る十分なものとなるのが通常であろう。」

「[55] [上诉人の] 答弁は、93C条2項によって創設された犯罪に関する正確な理解に基づいている。彼は、その既遂犯が要求している事柄に言及することによって、答弁を限定する正当な権利がある。……その答弁は、上诉人が……その財産が犯罪収益であると疑っており、かつそのような疑念を抱くに足りる合理的理由を有していたことを自ら認めていることを暗示した。……彼は疑っていたが、認識していなかった。そこで、『彼の有罪答弁の対象は、同人が実際に罪責を問われているところの共謀罪と矛盾しているのか』という点に目を向けなければならない。」

「[61] 93C条2項が創設する犯罪のメンズ・レアは、議論されていない種類のものであり、1976年の法律委員会が予見すらしていなかったものであると思われる。およそ『疑念』というのは、1977年の立法を批判する論者たちによって言及された様々な問題の中にはないものであった。本罪は、その財産が他人の犯罪行為の収益であることを認識していなくても遂行

され得る。しかし、これは、厳格責任犯罪でもなければ、無謀を含む犯罪でもない。……金銭洗浄の合意に参加する際、その財産が犯罪収益であることを疑っており、その疑念を抱くに足りる合理的理由を有していることが最低限の要件である。およそ『疑念』は『認識』に至らない点が問題である。」

「[62] 『認識』と『疑念』との間の限界領域は、その人物が疑念を抱くに足りる合理的理由を有している場面では、それほど大きなものではないであろう。問いかけをしないうこと、又はその明白な問いの回答を得ないことは、『悪意ある盲目』と記述される場合もある。それは、紛れもなく、犯罪収益の洗浄という既遂犯の目的上、認識と合理的理由に基づく疑念とが制定法上同様に扱われる理由である。本罪の目的に照らすと、被告人がその何れの領域に該当するかは非本質的である。何れの場合にも、被告人は、他人の犯罪訴追又は財産没収命令の発令・執行の回避を援助する目的をもって行動していれば、必要なメンズ・レアを有していることになる。」

「[63] しかし、本件の被告人は、共謀罪で訴追されている。既遂犯が『合理的理由のある疑念』というメンズ・レアを定めている場合に、これをいかなる形で1977年法1条1項、2項の文言と合致させるかという点は、理解が容易でない。その問題は、制定法上の共謀罪の下、時代を越えて行われてきたところの『複数行為の資金洗浄行為を訴追する』という実務によっては支えられない。およそ共謀罪は未完成犯罪の1つであるという着想に合致させるために考案された諸概念は、『共謀の存在』の証明のみが一連の行為経過に関する証拠によって提示され、そこから関与者の心理状態に関する様々な推定がなされるような事案に適用されている。本件では、証拠が示される前に上訴人が有罪答弁を行っていることから、その問題は一層先鋭化するのである。」

「[75] ここで、制定法の文言に立ち戻らなければならない。……1条の文言の意味を発見するための最善の方法は、法律委員会の意図したように、未完成犯罪の訴追を取り扱っているということを前提とすることであると思われる。共謀罪は、たとえそれが実現されなくても、合意が形成された時点で完成する。合意の実現は共謀に影響を及ぼすが、その本質的要件を変更するものでない。制定法の文言は、このような立場を採用している。そこでは、合意の実現は将来に存在するということが前提とされている。その要件が充足されたか否かの問題は、合意が実現された段階でなく、それが形成される段階に向けられる。」

「[76] まず、1条1項が存在する。そこでは、(i)合意、(ii)その合意の下で行われるべき一連の行為、ならびに(iii)仮にその合意が意図されたとおりに実行されたならば、その合意に関与した1人以上の者による犯罪の遂行に『必然的に』到達し、又はこれを伴うであろう事実と言及されている。ここで、X・Yという2人の合意関与者がいるものと仮定しよう。Xは、現金を所持しており、それが犯罪収益Aであることを認識している。YはこれをAと認識していないが、そのように疑っており、かつその合理的理由をも有している。その合意とは、XがYに現金を手渡し、Yがこれをすぐに別の紙幣に換金するというものである。仮にその合意が意図したとおりに実行されたならば、その現金は換金・隠匿されることになる。その現金がAであることを認識する者によって換金がなされた場合には、93C条2項違反の罪が成立する。XはAであることを認識している。それゆえ、その合意の実行は、必然的にXによる犯罪

遂行に到達する。1条1項(a)を充足するには、これで十分である。しかし、その合意の実行は、必然的にYによる犯罪遂行にも到達するであろう。その現金がAであることはXの認識する事実であるから、それはAとなるであろう。そして、Aであるとの疑念を抱くに足りる合理的理由を有する者が実際にAであるところの現金を換金すれば、93C条2項違反の罪が成立する。」

「[77] 本件における上訴人の答弁に照らすと、その事実は乏しいものであるけれども、それらは訴追事実の中で主張されている事柄に照らして理解されなければならない。それゆえ、我々は、その共謀が上訴人と Lemos との間で『Lemos が上訴人に手渡す銀行券を外貨に換金する』という形をとっていたものと推測することが可能である。Lemos は、その銀行券が犯罪収益であることを認識していたことを基礎として有罪答弁を行った。それが犯罪収益でなかった場合にそのことを認識することはできないのであるから、それは事実であると考えられる。そうすると、彼らの意図に従った合意の実行は、Lemos による犯罪遂行に必然的に到達することになる。たとえ上訴人が犯罪収益であることを疑っていたにすぎず、これを認識していなかったとしても、Lemos と同様のことが上訴人にも妥当する。私は、1条1項(a)の要件は、充足されていると考える。」

「[78] しかし、そこにはなお1条2項が存在する。Yは、犯罪遂行に必要な事実——その現金がAであること——の認識がなくても、93C条2項における犯罪の刑事責任を課され得るのであるから、この問題をも処理する必要がある。1条2項は、『1条1項に照らすと、行為者その他合意関与者の少なくとも1人が、別の通貨に換金される時点で——その現金がAであるという——犯罪遂行に必要な事実が存在し、又は存在するであろうことを意図又は認識していない限り、当該犯罪の共謀で有罪となることはない』という内容を示している。当然ながら、Xについては、何の問題もない。彼は、Yに渡る現金がAであることを認識している。しかし、Yについては疑問がある。彼は現金をAであると疑っているが、Aであること、又は現金を受け取り、換金する時点でAであろうことを認識しているわけでない。何を取り扱うことになるか認識していないYが、『Aであるべきことを意図している』といえるであろうか。1条2項における『意図』の文言が、その合意に影響を与える様々な結果でなく、事実又は状況の存在に言及していることから、この問題を解決するのは容易でない。しかし、それらの文言は、その存在に関する意図又は認識に至らないものでは決して十分でないことを暗示している。」

「[79] この問題に対する回答は、諸事実に依存するものと考えられる。Yについては、……その目的を十分に認識している。訴追側が、Yがその合意の目的——その現金が、93C条2項が言及する犯罪訴追又は財産没収命令の発令・執行の回避を援助するために換金されるということ——を十分に認識していたと証明することは可能かもしれない。『Yがそれを取り扱う時点でAであろうことを認識していた』とするには、距離がありすぎるように思われるかもしれない。しかし、Yはそれが取引の唯一の目的であることを認識していたのであるから、『Yがその現金がAであろうことを意図していた』と推定することは、おそらく可能であろう。」

「[80] しかし、本件において、我々が認識しているのは、『上訴人がこれを犯罪収益であると疑っていた』という内容に尽きる。上訴人は、彼の答弁の言葉に従って取り扱われなければ

ばならない。我々は、『上诉人はその合意の目的に関して悪意ある盲目の状態にあった』と語ることができない。なぜなら、それは上诉人が認めている内容ではないからである。彼は、犯罪行為の収益の換金を依頼される状況を疑っていたが、実際に手渡される金銭の由来を認識していなかった。彼は、実際に犯罪収益であるとの認識なく、その金銭を換金する準備をしていた。彼が無謀であったということは、おそらく完全に正当ではない。彼がなすべきことは、単純に、ある紙幣を別の紙幣に換金すること——他人に対する危険を伴わない日常的取引——であった。しかし、彼は、実行を提案・約束している内容が犯罪的なものであるか否かを判明させる手間をかけないまま、これを先に進めようと望んでいた。そのような心理状態にある者が『自己の行為を犯罪的なものにする事実・状況が存在することを意図している』とはいえない。」

「[81] 彼の答弁を考慮すれば、上诉人の事実が1977年法1条2項によってカバーされるとの結論から逃れることはできない。上诉人は、将来、合意の担当部分を実行する際に換金の合意をしたその金銭が犯罪収益であろうことを認識し、……又は意図していなかったのだから、……共謀罪で有罪となり得ない……。」

④ Baroness Hale of Richmond

「[88] A・Bは、AがBの両替商に金銭を持ち込み、Bがこれを別の通貨に換金するという内容の合意をしている。Aはその金銭が犯罪収益であることを認識しており、Bはこれを認識していないが、そのことについて考えを持っている。Bは、その金銭が犯罪収益となるであろうことを疑っており、たとえそうであるとしてもこれを換金することを意図している。A・Bの両者には、何れも共謀罪が成立するのであろうか。」

「[93] なお、『共謀罪がその実行でなく合意によって構成されていること』は、完全に明白である。共謀罪は、その計画が実行されたか否か、既遂犯が遂行されたか否かとは無関係に遂行され得る。こうして、共謀者の計画中にある『金銭が実際に犯罪収益であること』は、既遂犯の本質的な構成要素ではあるものの、その共謀罪の本質的な構成要素ではない。このことによって、共謀罪は、きわめて論争的な犯罪となる。同様に、『その既遂犯が遂行されたという単なる事実』によって、『既遂犯について有罪である者が共謀罪についても有罪であること』が必然的に意味されるわけでないことも明白である。おそらく、いくつかの困難な問題は、既遂犯が遂行されている場合、『その中に一緒にいた者は共謀罪で有罪とならなければならない』と結論づけることが理解可能である点に由来しているのであろう。」

「[94] こうして、上記事例において、A・Bが93C条2項違反の罪について有罪であることは明確である。Aが移転し、Bが換金している。Aは犯罪収益であることを認識し、Bはこれを疑っている。Aは所定目的を有し、Bは——彼が疑っているとおり、仮にそれが犯罪収益であるならば——それを有しているに違いない。その金銭は、実際に犯罪収益である。それゆえ、A・Bがその共謀罪につき有罪答弁を行い、裁判所がこれを受け入れたことに、驚くべき点はほとんどない。」

「[95] しかし、そのことから、彼らが共謀罪につき有罪であるということは導かれぬ。共謀罪は『思考犯罪 (thought crime)』であるから、その合意を顕現する顕示的行為 (overt

acts) 以外のものがなくても遂行され得るし、共謀罪に要求される心理状態は既遂犯のそれとは異なり、これを越えて厳密な内容を要求するものとなり得る。それは全て、1977年法1条1項、2項の諸事実への適用という点に依存している。」

「[96] 上記事例において、1条1項の要件が充足されていることには、我々全員が同意するものと信じている。A・Bは、一連の行為に従事することに合意している。その一連の行為は、彼らの意図に従って実行されたならばAによる93C条2項違反の罪の遂行を必然的に伴うものである。1条1項に関しては、これで十分である。たとえ合意内容が自己を何らかの既遂犯の遂行に關与させるものでないとしても、Bは共謀者である。」

「[97] この審査段階において、彼らの意図が条件的なものであり得るという点についても、同意が得られるものと信じている。条件付意図には、多様な類型がある。その目的の実行にとって必要な事実的状况も存在し得る……。あるいは、共謀者たちが事前に設定した様々な条件もあるかもしれない……。その条件が現実には整わない限り、既遂犯は遂行されないであろう。必然的に不確実な将来において発生し得る不確実な事柄に備えることもある……。」

「[98] ……しかしながら、我々の事例において、Aは全てを認識し、Bは疑念を有しているにすぎない。Bの意図は、『犯罪収益である場合に限り』その金銭を換金するというものでなく、『犯罪収益であったとしても』そうするというものである。Bには既遂犯が成立するかもしれない。こうして、1条2項が適用される……。」

「[99] ……BとAがその金銭が犯罪収益であることを『意図又は認識』していない限り、Bは共謀罪で有罪とならない。Aはそれを認識し、Bは認識していない。しかし、Bは、そうなるであろうことを意図していないのであろうか。多くの者が1条1項の目的に適うものと考えているのと同様に、1条2項の目的に照らすと、『たとえ……であるとしても』という形の条件付意図で十分なのではないか。私は、一方にとって十分であり、それが他方にとって十分でないことの理由を理解することができない。……条件付意図と無謀とを分ける境界線は細いものかもしれないが、識別可能なものである。繰り返しになるが、既遂犯が遂行される時点で発生する事柄——相手方女性の同意の有無にかかわらず性行為をする場合——と、その合意の時点で発生している事柄とを区別することが重要である。彼らは、合意の時点で、その女性が同意しないかもしれない可能性について考えている。彼らは、たとえ先の時点で同意していないことを認識したとしても前進するであろうことを合意している。仮にそうであるとすれば、それは無謀とはならないであろう。それは強姦の意図である。それゆえ、彼らは強姦の共謀罪で有罪となる。」

「[100] 仮にそうであるとすれば、我々の事例において、共謀者は、『たとえ資金洗浄行為の時点でそれが実際に犯罪収益であることを告げられたとしてもこれを行うこと』に合意している。その場合、彼はまさに、不法行為の時点でそれが事実となり得ることを意図している。『たとえそれが犯罪収益でなくても、彼は同様に満足して金銭の換金をする』という事実は、何の違いももたらさない。それゆえ、陪審員に対する真の問いかけとは、その金銭が彼の手元に来た時点で、仮に誰かが真実を認識させていたならば、彼はどのような行動をとったのであろうか、『持って帰れ』と言ったのであろうか、それとも『手渡せ』と言ったのであろうかというものであろう。」

「[101] 私見によれば、これは、1977年法1条1項、2項の文言を理解する際の完全に原理的・思慮的方法を提示する。それは、上訴人の答弁をも理解可能なものにする。彼は、たとえ犯罪収益であると認識していたとしても、金銭の換金を行っていたであろう……。」

「[102] …… [資金洗浄罪が]『被告人が犯罪収益であると実際に疑っていること』を必要としている点には同意する。そのような実際の疑念がなければ、彼が所定目的をもって行為することはあり得ない。それゆえ、第2の法的问题については賛成である。しかし、……第1の法的问题については、『たとえその財産が実際に犯罪収益であったとしてもその合意を実現に移すことを意図していた』ということをも前提として、『是』と回答する。」

⑤ Lord Brown of Eaton-under-Heywood

「[118] 本件において、93C条2項という『犯罪遂行に必要な特定の事実又は状況』とは、『洗浄されるべき財産が実際に違法な財産であること』である。共謀者の1人である上訴人が単なる疑いとどまり、これを認識していない場合において、『行為者の側に、犯罪遂行に必要な特定の事実又は状況に関する認識がなくても、その刑事責任が課される場合がある』ことの結果、『彼および少なくともその他1人の合意関与者が、犯罪を構成する行為がなされる時点においてそのような事実又は状況が存在し、又は存在するであろうことを意図又は認識していない限り』共謀罪で有罪と認定されることはないことになる。上訴人の状況にある者は、その財産が実際に違法な財産であることを『意図又は認識している』のであろうか。何れにせよ、既遂犯が明示的に『認識』と『疑念』という2つの心理状態を区別しており、上訴人の有罪答弁が『疑い』のみを基礎として提起され、受け入れられているという本件の諸事実に基づくならば、彼らは明らかにそれを認識していない。しかし、上訴人は違法な財産であることを意図していたのであろうか。」

「[119] この段階において、本件の問題は、盗品関与罪の文脈で生じるものでないといわなければならない。同罪は、盗品であると認識又は確信している者によって遂行される。その犯罪は、いかに盗品であると確信されていたとしても、それが実際に盗品であると証明されない場合には遂行されない。しかし、盗品と確信する物に関与する合意が形成されていれば、私としては、1977年法1条2項の目的に照らし、『その共謀者はそれが盗品であろうことを意図又は認識していた』と結論づけることに困難はないであろう。1条2項は将来に注目するものである結果、共謀者の誤想的な心理状態は、結局のところ、認識よりも確信として、よりよく記述される。将来の時点で所持することになる物が盗品であろうことを決して確信する(certain)ことはできないが、『確固たる信念(firm belief)』を抱くことはあり得る。そして、それで十分である。」

「[120] しかしながら、本件は異なる。ある物を疑うことは、決してそうあることを信じることではない。疑念とは、そうあるかもしれないと信じることである……。」

「[123] …… 訴追側は、『二重性の原則(duplicity rule)』によってイングランドで発生する様々な問題を巧みに迂回するためのデバイスとしてのみ、共謀罪を活用しているというのが本件の現実である。各既遂犯を個別に訴追する必要性を回避するため、訴追側は、共謀罪に依存している。そこでは、継続的な一連の行為を伴う事象を1つの訴追の中で包括するこ

とが許容されている。訴追側には、その他の様々な有利性が存在する。それゆえ、[共謀罪が]時として『訴追者の恋人』と称されることに疑問は少ない。しかし、これらの有利性には様々な制限がある。未完成犯罪の刑事責任を立証するためには単なる合意の事実で足りるということを考えてすれば、これらの制限が認識され、人為的に緩められないことが重要である。本件の有罪判決を支持することは、私の判断によれば、遠すぎる橋である……。」

Ⅲ 研究

1 問題の所在

(1) Saik 事件において、被告人は、資金洗浄の共謀罪（1988年法93C条2項、1977年法1条）で訴追され、公判開始前に有罪答弁を行った。刑事法院の有罪判決に対して、被告人は、控訴院へ上訴したが、量刑不当の点のみが認められるにとどまり、有罪答弁の基礎となった法的助言に誤りがあったこと、および被告人の有罪答弁の内容が共謀罪の主観的要件を充足していないことを理由とする点は認められず、資金洗浄の共謀罪の有罪判決それ自体はなお維持された。

そこで、被告人は、貴族院へ上訴し、1977年法1条2項が1988年法93C条2項にも適用され、「対象財産の犯罪収益性の認識」が必要であること、その際の「認識」には、「疑念」はもとより、「確信」や「悪意ある盲目」、「熟慮」も含まれないこと（①・⑤）、1977年法1条における「意図」には「実質的な確実性の認識」（いわゆる「間接的意図」）は含まれないこと（④）、1988年法93C条2項の要件内部に矛盾があること（②）、起訴状記載の事実形式に形式的・手続的瑕疵があること（③）などを主張した。

(2) Saik 事件における争点に関する規定として、まず、共謀罪に関する1977年法1条が存在する。同条は、以下のように規定している。

(1) 「仮にその合意〔内容〕が彼らの意図に従って実行されたならば…… (a) 合意関与者の1人以上の者によって必然的に何らかの犯罪の遂行に達し、若しくはそれを伴うところの一連の行為、又は (b) 犯罪遂行を不能にする事実が存在しなかったならば、合意関与者の1人以上の者によって必然的に何らかの犯罪の遂行に達し、若しくはそれを伴っていたであろうところの一連の行為に従事することについて、他人と合意した者は、当該犯罪遂行の共謀の罪責を負う。」

(2) 「その犯罪の遂行にとって必要とされる特定の事実又は状況について、行為者側の認識なく刑事責任が課され得るような場合においては、それにもかかわらず、行為者および合意関与者の少なくとも1人が、その犯罪を構成する行為が行われるべき時点においてその事実又は状況が存在し、又は存在するであろうことを意図又は認識していない限り、前項によってその犯罪の共謀の罪責を負うことはない。」

1977年法1条1項は、共謀罪の客観的要件として、同罪の本質となる「合意 (agreement)」の「対象・内容」が「一連の行為 (course of conduct)」であり、これは「物理的行為」、「結果」、および「状況 (circumstance)」から構成・記述されることを規定している¹⁵。さらに、その文言上、必ずしも明確ではないものの、主観的要件として、合意の実行および結果に関する「意図」をも併せて規定したものと解されている¹⁶。

これに対して、同条2項は、一定の「事実」又は「状況」が既遂犯の構成要素であり、当該既遂犯においてその点に関する認識が要件とされていない場合、その共謀罪には、その点に関する「意図 (intent)」又は「認識 (knowledge)」が必要であることを規定している。これは、共謀罪の「第3の主観的要件」¹⁷ について規定したものとされているが、後述するように、その立法趣旨・適用範囲、1項との関係、ならびに各文言の具体的内容については、従来から議論があった。

(3) 次に、1988年法93C条2項は、資金洗浄罪について、以下のように規定している。

「ある財産が他人の犯罪行為の収益であること、又はその全体若しくは一部が直接若しくは間接に犯罪行為の収益に相当することを認識し、又はその疑念を抱くに足りる合理的理由を有しながら、本法本章の適用を受ける犯罪に対する他人の刑事訴追又は財産没収命令の発令・執行を回避することを援助する目的をもって、(a) その財産を隠匿若しくは偽装し、又は (b) その財産を換金若しくは移転し、又はその法域外へ移送した者は、有罪である。」

15 E. Grew, *The Criminal Law Act 1977*, Current Legal Statutes (1978); J. C. Smith, *Conspiracy under the Criminal Law Act 1977 (1)*, [1977] Crim. L. Rev. 598, at 601-602. 例えば、X・YがVの飲物に毒物を入れることによって同人を殺害するという形で合意したという場合、合意の対象・内容は、「毒物を入れる」という行為、「Vがこれを飲むことで死亡する」という結果から構成・記述され、その内容は「必然的に」犯罪遂行に至るものであることから、両者に謀殺の共謀罪が成立するものとされている。

16 Smith, *supra* note 15, at 600. 例えば、謀殺の既遂犯の場合、重大な身体的傷害 (grievous bodily harm) の意図で足りるが、その共謀罪の場合、「必然的に謀殺罪に到達する」とはいえないため、右の意図では足りないものとされている。

17 *R v. Saikh*, [2007] 1 A. C. 18, at 32 (para 7).

1988年法93C条2項は、資金洗浄罪の客観的要件として、「犯罪収益であるところの財産の隠匿・偽装、換金・移転」、主観的要件として、上記「所定目的」および「財産の犯罪収益性の認識又はその疑念を抱くに足りる合理的理由」を規定している¹⁸。

(4) こうして、共謀の対象である資金洗浄罪は、1988年法93C条2項により、対象財産の違法性に関する「認識」又は「疑念を抱くに足る合理的理由の存在」を規定している。これに対して、共謀罪それ自体は、1977年法1条2項により、既遂犯の遂行に必要な「事実又は状況」に関する「意図又は認識」を要求している。しかしながら、同項には、その点に関する「行為者側の認識なく既遂犯の刑事責任が課される場合においては」との留保的文言が付されている。これを素直に読むと、資金洗浄罪は、対象財産の違法性という「事実又は状況」に関する「認識」を要求していることから、「同条2項は適用されない」との解釈も可能である。その場合、資金洗浄の共謀罪の主観的要件として、「事実又は状況に関する意図又は認識」は不要ということになる。これに対して、「行為者側の認識がある場合にも同条2項は適用される」との解釈によれば、「事実又は状況に関する意図又は認識」が要求されることになり、被告人の「疑念」がその何れかの要件を充足するののかという点が次に問題となり得る。

そこで、第1に、資金洗浄の共謀罪において、1977年法1条2項は適用されるのか、適用されるとする場合、同項における「意図又は認識」、およびその対象となる「事実又は状況」とは具体的に何を意味しているのかという点が問題となった。

次に、1988年法93C条2項の資金洗浄罪は、財産の違法性の「認識又は疑念を抱くに足りる合理的理由の存在」を規定すると同時に、「他人の刑事訴追又は財産没収命令の発令・執行の回避を援助する目的」をも併せて規定している。

そこで、第2に、実際の疑念を有することなく、単に疑念を抱くに足りる合理的理由を有するにとどまる者が同項所定の目的を有することはあり得るのか、客観的テス

18 なお、現在、2002年犯罪収益法 (Proceeds of Crime Act 2002) の制定により、1988年法93C条2項は廃止されている。同法は、1988年法および1994年薬物取引法 (Drug Trafficking Act 1994) によって複雑な形となっていた資金洗浄罪を単純な形で規定するものである。同法340条3項は、「(a) その財産が(全部又は一部、直接又は間接を問わず) 他人の犯罪行為から得られた利益を構成し、又はこれに相当しており、かつ (b) 行為者が右事実を認識し、又はその疑念を有している場合、それは犯罪的財産 (criminal property) である」として、財産の違法性に関する「認識」又は「疑念」を規定している。T. Millington and M. S. Williams, *The Proceeds of Crime* (3rd ed., 2010, Oxford University Press), at 530-532 (paras 20.26-20.35); E. Rees and A. Hall, *Blackstone's Guide to Proceeds of Crime Act 2002* (2003, Blackstone Press), at 137-149.

トによる前者と主観的テストによる後者は整合するののかという点が問題となった。

このように、Saik 事件では、対象財産の違法性に「疑念を抱いていた」とする有罪答弁に基づく資金洗浄の共謀罪の成否が争われており、そこでは、資金洗浄罪が「疑念を抱くに足りる合理的理由」という要素を規定する特殊な犯罪類型であったことも相俟って、1977年法1条2項の解釈というそれ自体「論争的な問題が一層先鋭化すること」になった¹⁹。

2 裁判例・学説の動向

(1) まず、1977年法1条2項の立法趣旨を探る際に重要な裁判例として、同法制定以前の Churchill 事件²⁰が挙げられる。これは、ディーゼル用燃料油として完全に課税されていなかった燃料を乗用車に使用することを共謀したとして、1952年関税および物品税法 (Customs and Excise Act 1952) 200条2項違反の共謀罪で訴追された事案である。貴族院は、以下のように判示して、有罪判決を破棄した。

「不法行為の合意の当事者となるために意図が存在しなければならない限り、メンズ・レアが本質的」であり、「被告人の認識した事実によればその合意した行為が適法なものであるとき、〔彼らが認識していなかった〕その他の事実の存在によって、その合意された一連の行為が異なる犯罪の性質を付与される場合であっても、人為的に有罪とされるわけではな〔く〕……有罪となるためには、犯罪を構成する本質的な事柄 (essential matters) を認識していなければならない。」²¹

Churchill 事件において、貴族院は、共謀の対象とされた既遂犯が制定法上の厳格責任犯罪である場合、その共謀罪には「本質的な事柄に関する認識」が必要であるとの立場を示した。

共謀罪のメンズ・レアをめぐる問題は、法律委員会による共謀罪の法典化作業の中でも検討された。そして、1973年に公表された『検討委員会報告書50号』²²において

19 D. Ormerod, *Smith and Hogan Criminal Law* (12th ed., 2008, Oxford University Press), at 378-379.

20 *Churchill v. Walton*, [1967] 2 A. C. 224. 本件については、佐藤・前掲注2 217-218頁も参照。

21 *Id.*, at 237.

22 Law Commission Working Paper No. 50, *Inchoate Offences : Conspiracy, Attempt and Incitement* (H. M. S. O., 1973).

は、「特定の状況に関する認識がない限り、当事者の合意の目的が犯罪的なものとならない場合には、その点に関する認識を有し、又は無謀 (reckless) であること」が必要であり、「状況に関する認識又は無謀が要求されていない場合には、少なくともその状況に関する無謀」が必要であるとの暫定的な提案がなされた²³。

しかし、その後、1976年に公表された『報告書76号』²⁴（以下、「LC76」と略記する）においては、「訴追側は、被告人が①それが完成されれば犯罪遂行という結果に終わるであろう一連の行為に従事することに他者の合意したこと、さらに彼ら双方が②その合意された一連の行為が犯罪遂行という結果に終わるであろうことに気づく (aware) ために必要なところの諸事実を認識していることの2点を証明しなければならない」²⁵として、「Churchill 事件貴族院判決の原理を受け入れる形」²⁶で最終提案がなされ、1977年法の制定につながった。

しかしながら、1977年法1条がLC76による法典草案1条2項、3項の文言をかなり修正する形で制定されたこと²⁷に加えて、同法1条の文言それ自体が必ずしも明確なものでなかったことから、その解釈については、その制定直後から議論されてきた。

例えば、J. C. Smith は、1977年法1条2項の目的は「厳格責任犯罪や無謀犯罪の共謀を排除する点」にあり、同項は「意図又は認識を要件とする犯罪にも当然に適用

23 *Id.*, paras 48-53. See, R. Card, *The Working Paper on Inchoate Offences : (2) Reform of the Law of Conspiracy*, [1973] *Crim. L. Rev.* 674, at 682-683.

24 Law Commission No. 76, *Report on Conspiracy and Criminal Law Reform* (H. M. S. O., 1976).

25 *Id.*, para 1.39.

26 Smith, *supra* note 15, at 603.

27 LC76に付された法典草案1条は、次のような構成であった。

- (1) 「……その合意が関与者の意図に従って実行されたならば1名以上の合意関与者による犯罪遂行に必然的に到達し、又はこれを伴うであろうところの一連の行為がなされることに他者と合意した者は、当該犯罪の共謀罪となる。」
- (2) 「……共謀罪で有罪となるためには、行為者およびその他の合意関与者が、たとえ当該犯罪が行為者による結果発生の実際の意図なく遂行され得るものであるとしても、その犯罪の要素であるところの何らかの結果を発生させることを意図していなければならない。」
- (3) 「行為者およびその他の合意関与者が、犯罪の要素であるところの何らかの作為・不作為その他の行為がなされることを意図するのみならず、合意の時点において、その犯罪の要素であるところの事実又は状況が存在し、又は存在するであろうことをも意図又は認識していない限り、……共謀罪で有罪となることはない。」

法典草案1条3項の注釈によれば、それは「諸事実又は状況の認識が既遂犯の要件でない場合であっても、……そのような事実又は状況を当事者が認識していない限り、共謀罪は成立しないこと」を定めるものとされている。LC76, *supra* note 24, Appendix 7 : Draft Conspiracy and Criminal Reform Bill.

されることを暗示している」²⁸ としつつ、そこでは「認識又は確信」でなく、「認識又は意図」との文言が使用されているところ、その日常的・自然的意味によると、実際には16歳の者を14歳であると信じて誘拐に合意した場合、一連の行為は犯罪遂行に至らない点、将来変化し得る状況について「認識」することはできず、その変化につき支配が及ばない場合にはこれを「意図」することもできない結果、盗品関与の共謀罪が成立し得ないことになる点などを指摘し、「認識」を拡張的に捉える可能性を示唆した²⁹。さらに、「条件付意図」と「無謀」の区別がきわめて困難であることから、「法律委員会は、無謀という風呂の水とともに、条件付意図という幼児をも流してしまった可能性がある」との見解を示した³⁰。

これに対して、D. W. Elliott は、1977年法1条2項の文言に従うと、同項が厳格責任犯罪のみを取り扱っており、同法1条1項の基本的定義が結果や状況に関するメンズ・レアについて、何も含意し得ない以上、上記のSmithの解釈が自然に導かれるわけではなく、むしろ既遂犯が認識を要求して「いる」場合には同項が適用されない結果、認識や意図を要件とする犯罪の共謀罪に比べて、厳格責任犯罪の共謀罪のメンズ・レアがより厳格なものとなるが、これは「スキャンダラスな逆説」であるとした³¹。

28 Smith, *supra* note 15, at 603. See also, J. C. Smith, *Mens Rea in Statutory Conspiracy* (3) *Some Answers*, [1978] Crim. L. Rev. 210, at 210-211.

29 Smith, *supra* note 15, at 603-605. Smith は、「刑罰法規は厳格に解釈されるべきであるが……実務において、裁判所はこうした路線をとらず、……自由に解釈する可能性が高い」としていた。この点について、将来的状況が存在する「かもしれない (may exist)」のではなく、存在する「であろう (will exist)」との確信を有していなければならないとして、Smith と類似の見解を示すものとして、G. Williams, *The New Statutory Offence of Conspiracy — I*, 127 New L. J. (1977) 1164, at 1166-1167.

30 Smith, *supra* note 28, at 212-214. Smith は、(i) D1, D2がEの妻Pと性行為をするため同人に招かれた際、Pが真に同意しているか不確実な状態でこれに合意した場合と、(ii) D1, D2がPを訪ね、同人が同意することを期待しつつ、それがなくても性行為に出ることに合意した場合の2つを例にとり、次のように指摘する。まず、(i) は「無謀」であるため共謀罪が成立しない。これに対して、(ii) は「条件付意図」であるが、その場合、(a) その行為経過が「必然的に」強姦に至るものか、(b) 「Pの不同意」という事実を「意図」又は「認識」しているといえるかが障害となる。こうして、条件付意図は結論として排除されることになる、と。

31 D. Elliott, *Mens Rea in Statutory Conspiracy* (1) *A Comment*, [1978] Crim. L. Rev. 202, at 204-205. Elliott は、15歳の少女を両親の同意なく誘拐することに合意したという事例を挙げ、行為者が同女を16歳であると信じていたならば、その既遂犯は相手方の年齢に関しては厳格責任犯罪であることから、[1977年法1条2項が適用される結果] 共謀罪は成立しない。他方、その際に、行為者が同女は両親の保護監督下にないと信じていたとしても、その既遂犯は保護者の存在の認識がなければ犯罪が成立しないもの（厳格責任犯罪でない）と解されていることから、[同項が適用されない結果] 共謀罪が成立することになるとしたうえで、後者の結論に疑問を呈している。

これらの議論の中心は、1977年法1条2項の適用は厳格責任犯罪に限定されるか、それとも無謀犯罪、さらには認識・意図を要件とする犯罪にも及ぶのかという点にあった。しかし、Saik 事件で問題となった資金洗浄罪は、「認識」又は「疑念を抱くに足りる合理的理由」を要件とする犯罪であり、厳格責任犯罪・無謀犯罪の何れでもない。そこでは、従来の議論の枠を越える「新たな問題」³² が提起されることになった。

(2) 資金洗浄の共謀罪に関しては、多くの裁判例の中でも重要なものとして、まず Rivzi and Chisti 事件³³ が存在する。これは、2001年2月から同年4月の間に他人の薬物取引その他の犯罪収益を多量のオランダ通貨に換金したとして、資金洗浄の共謀罪で訴追された事案である。この事件において、控訴院は、以下のように判示して、有罪判決に対する被告人の上訴を棄却した。

「本件の状況下では、いかなる事実・状況に関する認識もないところの刑事責任は問題とならない。換言すれば、本件は、絶対責任ではない。〔その刑事責任は〕疑念を発生すべき事実又は状況の認識に依存している。この分析によれば、〔1977年法の〕目的上、事実又は状況に関する認識の欠如は存在しない。」

「……被告人が、その金銭が『犯罪的なもの』であると認識し、又はその疑念を抱くに足りる合理的理由を有しながら、〔資金洗浄罪の〕遂行に合意しているならば、共謀罪が成立する。」³⁴

Rivzi and Chisti 事件判決は、資金洗浄の共謀罪の主観的要件として、対象財産の違法性の認識は不要であり、「合理的人物であれば、その財産が違法な性質を有するとの疑念を抱かせ得るような諸状況の認識で足りる」との立場を示した。

また、Singh 事件³⁵ において、被告人は、「被告人その他の共謀者が、特定の財産、銀行券が他人の薬物取引その他犯罪行為の収益であり、又はその全部若しくは一部が直接的若しくは間接的に犯罪収益に相当することを認識しながら、又はその疑念を抱くに足りる合理的理由を有しながら、1994年法49条2項(b)、1988年法93C条2項(b)において禁止されている取引を行った」との起訴状記載の訴追事実について、「認識し、又はその疑念を抱くに足りる合理的理由を有しながら」との文言は、資金洗浄罪それ自体に対しては適切であるが、その共謀罪の有罪性を証明するために必要

32 *R v. Saik*, [2007] 1 A. C. 18, at 45-46 (para 61).

33 *R v. Rivzi and Chisti*, [2003] EWCA Crim. 3575.

34 *Id.*, paras 12-13.

35 *R v. Singh*, [2003] EWCA Crim. 3712.

な事実を記述するものとしては十分でないとして上訴した。しかし、控訴院は、以下のように判示して、その上訴を棄却した。

「2人以上の者が不法であることを認識するところの行為を遂行することを意図し、合意している場合、その共謀の実現にとって決定的な事実に関する認識又は錯誤は、〔共謀罪の〕証明にとって非本質的である。その意図が、そのような事実の認識に取って代わる。そして、『疑念を抱くに足りる合理的理由』というような認識の様々な濃淡は、重要でない。」

「既遂犯から取り出される『認識又は疑念を抱くに足りる合理的理由』という文言を〔正式起訴状に〕含めることは非本質的な主張」であり「訴追側の事実の信用性を前提とし、銀行券の正確な性質に関する認識がその共謀の核心部分でなく、獲得された金銭の洗浄の意図が核心であるところでは、認識に至らないものがそこに記載されているという上訴人の主張には、実質的問題は存在していない。」³⁶

Singh 事件判決は、正式起訴状の記載内容に関する被告人の上訴に答える中で、状況に関する「認識」よりもむしろ不法な合意内容を遂行する「意図」に焦点を当て、その「意図」が起訴状に記載されている以上、共謀罪の成立を妨げないとの立場を示した。

さらに、Sakavickas 事件³⁷がある。これは、Rivzi and Chisti 事件および Singh 事件とは異なり、被告人その他の者が、煙草の密輸による収益を洗浄するため、他人の開設した銀行口座を使用していたとして、犯罪収益の維持・支配の援助・促進を禁止する1988年法93A条違反の罪³⁸の共謀罪で訴追された事案である。上訴における争点は、「その計画がなされた相手方の犯罪的特徴を単に疑っていたにすぎない場合に、当該犯罪遂行の共謀罪は成立するか」という点であった。被告人は、1977年法1条2項が適用される結果、被告人および少なくともその他の関与者の1人が、洗浄対象となる金銭が他人の犯罪収益であることを意図又は認識していなければならないと主張した。しかし、控訴院は、以下のように判示して、上訴を棄却した。

「1977年法1条2項の枠内にある『犯罪の遂行に必要な事実又は状況』とは、……93A条の目的に照らすと、被告人の疑念である。……訴追側は、被告人の疑念を証明する中で、その

36 *Id.*, paras 31, 34.

37 *R v. Sakavickas*, [2005] 1 W. L. R. 857.

38 本罪は、「他人が犯罪行為に従事し、又はそこから利益を得ていることを認識し、又はその疑念を有していた場合」に成立する犯罪類型であり、「認識」又は「実際の疑念」を規定している点で、1988年法93C条2項とは主観的要件が異なっている。

疑念の認識 (knowledge of that suspicion) をも不可避免的に証明しており、93A条の刑事責任は、そのような事実の認識がなければ課され得ないのであるから、[1977年法] 1条2項の適用を受けない。……それゆえ、93A条の罪の共謀罪が成立するためには、他人が犯罪行為に従事し、又は犯罪行為から利益を得ているとの認識を有していたことの証明は必要でない。」³⁹

Sakavickas 事件判決は、1977年法1条2項の「意図又は認識」の対象を「被告人自身の疑念」という主観面と捉え、資金洗浄罪は「被告人の疑念」の証明によって「その疑念の認識」も証明されるところ、同罪は同項の適用を受けない犯罪類型であるとして、その共謀罪にとって、「他人の犯罪収益性等に関する認識は不要である」との立場を示した。

これら3つの裁判例において、控訴院は、論理構成は必ずしも明確でなく、かつ一致しているともいえないものの、何れも「財産の犯罪収益性に関する意図又は認識を要しない」との立場を採った。そして、実際、Saik 事件控訴院判決も、これらの裁判例に依拠して、被告人の上訴を棄却している。

しかしながら、Rivzi and Chitsi 事件判決には「1977年法1条2項の文言の自然的解釈との間に著しい隔たりがある」⁴⁰ こと、Singh 事件判決は「結果に関する意図と状況に関する認識との区別を等閑視するものであり、広く単純化された立場である」⁴¹ こと、Sakavickas 事件判決には「メンズ・レアに関する一般的なアプローチから著しく逸脱するとともに、1977年法1条2項の立法趣旨とも相容れない立場である」⁴² など、これらの控訴院判決に対しては、厳しい批判もなされていた。

(3) もっとも、1977年法1条2項の適用の有無を判断する際には、同項における「意図又は認識」の対象となる「事実又は状況」の特定が前提になるところ、1988年法93A条、93C条など、資金洗浄罪の成立要件それ自体、必ずしも確立されたものとはいえない状況であった。控訴院の不明確な立場とその混乱の背景には、この点も少なからず影響しているものと推測される。

しかし、この点については、Montila 事件⁴³において、明確な判断が示された。こ

39 *R v. Sakavickas*, [2005] 1 W. L. R. 857, at 863 (paras 17-18).

40 D. Ormerod, *Case and Comment*, [2005] Crim. L. Rev. 293, at 296-297.

41 *Id.*, at 297-298.

42 *Id.*, at 294-296.

43 *R v. Montila*, [2004] 1 W. L. R. 3141.

れは、9名の被告人が合計34回の取引によって300万ポンド以上の金銭をオランダ通貨に換金したとして、資金洗浄罪の既遂犯で訴追された事案である。

刑事法院が、「その財産が実際に犯罪収益であったこと」を証明しなければならないとしたのに対して、控訴院は、訴追側の上訴を認め、「犯罪収益性の証明は不要」とした⁴⁴。しかし、それと同時に、控訴院は、資金洗浄罪による訴追において「その財産が犯罪又は薬物取引の収益であったことの証明を要するか」という「一般的・公共的重要性を有する問題」が判決内に含まれていると認定した⁴⁵。

貴族院は、被告人の上訴を認め、以下のように判示した。

「……資金洗浄罪は『当該財産が実際に犯罪行為に由来すること』を基礎として」おり、その点は「当該既遂犯のアクトス・レウスの本質的部分である。」

「……上記の法的問題は、『肯定的に〔証明必要と〕』回答される。」⁴⁶

Montila 事件判決は、「対象財産の犯罪性の証明を要する」として、それまで不明確であった資金洗浄罪の客観的要件の1つを明らかにした。本判決は、「それ自体既に過酷な犯罪」に対する控訴院の「きわめて厳格な文理解釈」を破棄したことにより、資金洗浄罪の成立範囲に一定の限定を加えるのみならず、その共謀罪に関しても影響を及ぼすものとなった⁴⁷。

実際、その後に資金洗浄の共謀罪の成否が争われた Harmer 事件⁴⁸において、控訴院は、被告人の上訴を認め、以下のように判示した。

44 *R v. Montila*, [2003] EWCA Crim. 3082 ; [2004] 1 All. E. R. 877.

45 なお、既に指摘したように、本罪は2002年犯罪収益法の制定によって廃止されている。同法327条1項は、その財産が「犯罪収益であること」の証明を訴追側に要求している。

46 *R v. Montila*, [2004] 1 W. L. R. 3141, at 3152 (para 37), 3154 (para 45).

47 D. Ormerod, *Case and Comment*, [2005] Crim. L. Rev. 479, at 480-482. なお、右評釈ではさらに、Montila 事件判決の基礎として、①「原理的問題」（そのような重大犯罪は、そのように限定されたメンズ・レアの要件を伴った最小限のアクトス・レウスの要件にのみ基礎づけられるべきこと）、②「目的的思考による制定法の検証」（その害悪が違法との疑念を抱くに足りる合理的理由のある適法な財産でなく、違法な性質を有する財産の隠匿等にあることは明確であること）、③「国際条約の存在」（本罪の基礎となっている1988年のVienna Conventionがより狭い解釈を支持していること）、④「2002年犯罪収益法との関係」（同法340条3項が「犯罪的財産であること」を要件としていること）、⑤「訴追側の障害の有無」（訴追側が上記の点を証明し得なかった場合に、何ら克服し難い困難な問題が存在するわけでないこと（未遂罪との択一的訴追が可能））などの諸点が指摘されている。

48 *R v. Harmer*, [2005] EWCA Crim. 1.

「Montila 事件において、貴族院は、被告人が他人の犯罪収益に相当するとの疑念を抱くに足りる合理的理由を有しているところの財産の隠匿・移転は、訴追側がその犯罪収益性を証明しない限り、犯罪にならないと判示した。それゆえ、訴追側は、本件において、合意の対象が犯罪であることを立証していないのであるから、……共謀罪を立証していない。……これは明らかに正確な構成・解釈である。」

「〔訴追事実が〕『犯罪収益であるとの疑念を抱くに足りる合理的理由を有していたこと』にあるところでは、被告人その他少なくとも1人の関与者が、その合意された行為が実行される時点でそれが犯罪収益であることを意図又は認識していない限り、共謀罪で有罪となるべきでない。」

「この意図又は認識は、厳密に言えば、『認識又は』との文言が起訴状の事実から省略されている本件において、訴追側が証明し得ないと認めているところである。訴追側が金銭の犯罪収益性を証明し得ない場合、上訴人がそれを認識していたことを証明することはできない。1977年法1条2項が適用され、かつそれは充足されていない。」⁴⁹

同様に、Ali 事件⁵⁰においても、控訴院は、「Montila 事件判決の効果は、合意時にその財産が薬物取引その他の犯罪行為の収益であることを認識していない限り、共謀罪で有罪となり得ない点にあり、同項は、被告人その他の関与者の『意図又は認識』を要求している」とする被告人の上訴を認め、以下のように判示した。

「少なくともその金銭の一部が実際の薬物取引の収益であることを確信した場合にのみ、陪審員は有罪判決へと導かれるのであるから、1977年法1条1項(a)は充足されている。」

「Montila 事件判決に従うならば、〔資金洗浄罪の〕既遂犯は被告人が薬物取引その他の犯罪収益を実際に取り扱っていることの証明を要求している。……この段階において、1977年法1条2項の問題となり、陪審員は、被告人がそのような収益であることを認識していた場合に、共謀罪で有罪判決を下し得るにとどまり、違法に獲得された金銭を洗浄する意図では足りない。その金銭が薬物取引その他の犯罪行為の収益であることの証明がなされなければならない。」⁵¹

Harmer 事件判決、Ali 事件判決は、何れも「対象財産の犯罪収益性」が資金洗浄罪の客観的要件であることを前提として、その共謀罪には1977年法1条2項が適用される結果、その共謀罪においては、「財産の犯罪性」という客観面の証明に加えて、その点に関する「認識」の証明も必要であるとの立場を示した。

49 *Id.*, paras 23-26.

50 *R v. Ali*, [2006] Q. B. 322.

51 *Id.*, at 345 (para 111), 355-356 (para 139).

これらの裁判例については、Montila 事件貴族院判決に従った「基本的な立場」であるとの見方⁵²がある一方で、1977年法1条2項におけるもう1つの択一的要件である「意図」に関心を向けておらず、「現在の財産」でなく「将来の財産」に対する共謀罪の成否についてなお不明確であるとの見方⁵³もあった。

こうして、Montila 事件判決の前後において、資金洗浄の共謀罪の主観的要件に関する控訴院の立場が分かれることになった。そして、「貴族院による1977年法1条2項の解釈・適用範囲の明確化の必要性は失われていない」⁵⁴とされる中、Saik 事件において、貴族院の立場が初めて明確に示されることになったのである。

3 Saik 事件貴族院判決の検討

(1) まず、Lord Nicholls は、1条2項の理論的根拠・適用範囲について、「およそ共謀罪は人の『意図』を基礎として刑事責任を課すもの」であり、共謀罪における意図は「既遂犯の主観的要素とは無関係に、それ自体として非難可能なもの」でなければならぬとし、同項は、厳格責任犯罪や無謀犯罪のみならず、「全ての犯罪」に適用されるとの立場を示した。

そして、資金洗浄の共謀罪の主観的要件について、客体の属性に着目し、合意時点における洗浄対象が①不特定財産の場合にはその犯罪性の「意図」、②特定財産の場合にはその犯罪性の「認識」がそれぞれ必要であるとしたうえで、②における「認識」は厳格に解釈されるべきであり、「疑念」では十分でないとしている。

Lord Nicholls の意見に対しては、Lord Steyn が全面的に賛成している。

次に、Lord Hope は、資金洗浄罪について、その1つの要件である「疑念を抱くに足りる合理的理由」には「実際の疑念」と「その合理的理由」の双方が含まれており、これはもう1つの要件である「認識」と同様、主観的テストを内容とするものであるから、これと「他人の刑事訴追又は財産没収命令の発令・執行の回避を援助する目的」との間に不整合はないとしている。

資金洗浄の共謀罪については、上诉人の合意内容を検討し、1977年法1条1項は充足されているとしつつ、およそ「疑念」は「認識」に至らないものであり、上诉人の有罪答弁に依拠する以上、犯罪収益性に対して疑念を有する者がこれを認識していた

52 D. Ormerod, *Case and Comment*, [2005] Crim. L. Rev. 482, at 483-484.

53 Saik 事件において、訴追側は、Harmer 事件判決および Ali 事件判決をこのように見ている。
R v. Saik, [2007] 1 A. C. 18, at 29.

54 Ormerod, *supra* note 52, at 484.

とはいえ、悪意ある盲目、無謀な状態にあり、あるいは犯罪収益性を意図していたということもできないとの判断を示している。

これに対して、Baroness Hale は、共謀罪は「思考犯罪」であるとの基本的理解から、対象財産の犯罪収益性や既遂犯遂行の事実は共謀罪の本質的要素でなく、厳密な内容の心理状態が要件となり得るところ、1977年法が無謀を排除している一方で、同法1条1項、2項における「意図」には何れも「条件付意図」が含まれるとの解釈を示したうえで、犯罪収益性に対して疑念を有する場合には、将来の時点で「対象財産が犯罪収益であったとしても合意を実現に移す」という意味で条件付意図を有するものと考えられるとしている。

最後に、Lord Brown は、Lord Hope の意見に基本的に同意しながら、これを若干敷衍する形で、Montila 事件貴族院判決により、資金洗浄の共謀罪には「財産の犯罪収益性に対する意図又は認識」が必要であることを確認したうえで、資金洗浄罪と盗品関与罪の相違を示しつつ、「疑念」と「確信」・「意図」とは異なるとしている。さらに、共謀罪による訴追の実情を指摘しながら、同罪における限定的要件を厳格に維持することの重要性についても、注意的に言及している。

(2) こうして、Saik 事件において、貴族院は、①1977年法1条2項における「認識」は「疑念」によって充足されないこと（法的問題（1））、②1988年法93C条2項における要件間に相互矛盾・不整合はないこと（法的問題（2））を示したうえで、③対象財産の犯罪収益性に対する「疑念」を基礎とする有罪答弁に基づく資金洗浄の共謀罪の有罪判決を破棄するとの結論を示した。

このうち、法的問題（2）については、Lord Hope が詳細な意見を示している。ここでは、「疑念を抱くに足りる合理的理由」という文言を被告人の「実際の疑念」と「合理的人物が疑念を形成する可能性」から構成される「二元的内容」を有するものと解し、当該文言は純粋に客観的テストによるものでなく、主観的テストをも同時に含むものであるから、主観的テストによる目的要件との不整合は生じないものとされている。そして、この解釈の根拠は、1984年テロリズム防止法12条1項における「権限濫用に対する監視機能」とパラレルに捉えられ、実際の疑念に加えて、疑念を抱くに足りる合理的理由の存在が必要であるとされている。

この点は、Montila 事件貴族院判決において「未解決」⁵⁵であった資金洗浄罪の

55 Ormerod, *supra* note 47, at 482.

「主観的要件」の内容が明らかにされたという意味で、一定の意義を有するものと思われる。しかし、こうした貴族院の立場に対しては、確かに各要件間の衝突・矛盾は回避し得るものの、①「合理的理由」要件が客観的テストによるものと一般的に解釈されてきたことに矛盾し、又は②例えば「疑念又は疑念を抱くに足りる合理的理由」という択一的要件が規定されている犯罪類型（2002年犯罪収益法330条）の場合、貴族院の立場によれば、後者の証明は前者の証明をも要求することになるが、訴追側は立証負担の重い後者でなく、常に前者の証明を選択するはずであり、結果的に後者の要件の存在意義が失われることになるなど、いくつかの疑問も提示されている⁵⁶。

もっとも、既に指摘したように、1988年法93C条2項は2002年犯罪収益法の制定によって廃止されており、同項における各文言の整合性という問題は、現在、その重要性を失いつつある。

他方、法的問題（1）は、1977年法1条2項という共謀罪の一般的成立要件に係る問題として、きわめて重要である。この点について、貴族院は、その理由づけが必ずしも明確に一致しているわけではないものの、少なくとも（i）1977年法1条2項が厳格責任犯罪・無謀犯罪に限定されず、「全ての犯罪に適用されること」、（ii）1977年法1条2項における「意図」又は「認識」を「厳格に理解すべきであること」、および（iii）1977年法1条2項における意図又は認識の対象が「既遂犯のアクトス・レウスであること」の3点を明確にした⁵⁷。

まず、（i）は、1条2項の適用範囲に関するSmithの見解に従ったものである。ここでは、共謀の対象となる犯罪類型の主観的要件の差異に関係なく、およそ全ての共謀罪に対して、事実又は状況に関する意図又は認識が要求され、共謀罪の主観的要件は同一のものとなる結果、Elliottによって指摘された逆説は回避される。

次に、（ii）は、「意図」又は「認識」の内容を厳格に解釈し、「疑念」は「認識」に至らないとするものである⁵⁸が、前者の「意図」について、「条件付意図」で足りると

56 D. Ormerod, *Case and Comment*, [2006] Crim. L. Rev. 998, at 1002.

57 *Id.*, at 1001 ; J. Richardson et al., *Archbold : Criminal Proceeding, Evidence and Practice* (59th ed., 2011, Sweet & Maxwell), paras 33-34.

58 この立場によれば、例えば、A, Bが14歳の少女との性行為に合意したという場合、同女が16歳未満であることを認識していた場合のみ、強姦（2003年性犯罪法9条（13歳以上16歳未満の少女の年齢につき、過失を要件とする犯罪類型））の共謀罪が成立することになる。See, R. Card, *Card, Cross and Jones Criminal Law* (19th ed., 2010, Oxford University Press), at 595.

する Baroness Hale の反対意見が示されていること⁵⁹に加えて、後者の「認識」に関連して、「悪意ある盲目」や「確信」の取り扱いについても、Lord Nicholls と Lord Hope, Lord Brown の間で理解の相違が認められる。

最後に (iii) は、意図又は認識の対象を「疑念を抱かせるに足りる事実又は状況」とした Rivzi and Chisti 事件や「被告人の疑念それ自体」とした Sakavickas 事件を明示的に誤りとし、Montila 事件貴族院判決以降の Harmer 事件, Ali 事件の立場を是認するものである。

こうして、貴族院は、資金洗浄の共謀罪の主観的要件の1つとして、「財産の犯罪収益性に関する厳格に解釈された意図又は認識」を導き出している。貴族院の立場によると、未遂罪が「試みられた既遂犯が状況に関する無謀を要件としている場合、その未遂罪も無謀で足りる」とされている点⁶⁰と比較すると、共謀罪の主観的要件は、未遂罪のそれよりも狭く限定的に捉えられる。そうすると、同じ未完成犯罪に属する共謀罪と未遂罪において、状況という同一の対象に関する主観的要件が異なることになる。しかし、この点については、「共謀罪は、未遂罪とは異なる不法を反映した別個の犯罪であること」から、「原理的に批判可能なもの、非論理的なものでない」との指摘がある⁶¹。もっとも、その一方で、Lord Nicholls の意見⁶²によれば、「認識」の厳格な解釈によって「疑念」を排除することから導かれる結論それ自体について、全面的に望ましいものであると考えられているわけでないことも、同時に確認することができる。

なお、Lord Nicholls の意見に従えば、洗浄される財産の特定性の有無という観点から、資金洗浄の共謀罪の類型は、2つに区別される。まず、(a) 対象財産が特定されている類型では、「対象財産の犯罪性」とともに、その点に関する「認識」を証明する必要がある。次に、(b) 対象財産が特定されていない類型では、当然ながら「対象財産の犯罪性」の証明は不要であるが、財産の犯罪性に関する「意図」を証明する

59 このような Baroness Hale の意見は、条件付意図に対する通常的理解と一線を画するものである。彼女の意見に対しては、「意図」と「疑念」や「無謀」の限界を不明確なものとし、「条件付意図を疑念の類似物とするもの」との疑問が示されている。See, A.P.Simester et al., *Simester and Sullivan's Criminal Law: Theory and Doctrine* (4th ed, 2010, Hart Publishing), at 320.

60 *R v. Kahn*, (1990) 91 Cr. App. R. 29. 本件は、16歳の女性の同意について無謀な心理状態で同人と性行為をしようと試みたが失敗したという強姦未遂の事案である。この事件については、拙稿「イギリスにおける未遂法の現状と課題について (1) — 法律委員会による立法提案とその議論を中心として —」熊本法学119号 (2010) 217頁参照。

61 Ormerod, *supra* note 56, at 1001.

62 *R v. Saik*, [2007] 1 A. C. 18, at 35 (para 23).

必要がある。これを一般化すれば、事実又は状況が合意時点で存在する場合を記述するのが「認識」、それが合意関与者の支配し得ない事柄である場合を記述するのが「意図」となる⁶³。

(3) さらに、Saik 事件貴族院判決では、2つの法的問題のみならず、共謀罪による訴追をめぐる様々な問題について、興味深い言及がなされている。

例えば、「正式起訴状の記載方法」の点につき、資金洗浄の共謀罪において、訴追側は、「既遂犯の主観的要件を記載する」という方法を採用してきた。そして、控訴院も、そのような記載事項は訴追内容にとって「本質的なものでない」「重要な影響を及ぼさない」ものとして、これを許容していたところ、そのような方法が必ずしも適切でないとの意見が示されている。

また、共謀罪はその後の既遂犯に吸収されないものの、既遂犯による「効果的・十分な刑事責任の追及」がなされている場合、公判審理の長期化・複雑化を避けるため、共謀罪による付加的訴追は望ましくなく、事案が複雑であり、その全体像を提示することによってはじめて正義の利益が果たされ得る場合や、既遂犯が事案の全体的な犯罪性を表していない場合にのみ許される⁶⁴ところ、資金洗浄罪の文脈では、これが既遂犯に到達している場合でも、訴追側は「共謀罪による訴追」を選択してきた。その実質的理由は、(i) 正式起訴状の中に膨大な既遂犯が過剰記載されること、(ii) 1つの訴因の中で多数の取引を訴追することにより「二重性の原則」に抵触することの2点を回避し、単純な形式で全体的な犯罪性を提起するところに存する一方、この点に対しては、厳しい視線も投げかけられている⁶⁵。もっとも、本判決によって「共謀罪における厳しい挙証責任」が課されたにもかかわらず、訴追側はなお「その誘惑を拒否し難い」ものと推測されている⁶⁶。

最後に、本判決の副次的な影響として、資金洗浄の共謀罪で有罪判決を受け、確定した事案が多数上訴される事態も予想される。しかしながら、この点については、期限後に上訴許可が得られる場合はあまり考えられず、ほとんどは資金洗浄罪自体が成立し得る事案であることから、それが共謀罪の有罪判決を代替することもあり得る

63 Card, *supra* note 58, at 595.

64 *Verrier v. DPP*, [1967] 2 A. C. 195, at 223-224 ; *R v. Hammersley*, (1958) 42 Cr. App. R. 207 ; *R v. Ward*, [1997] 1 Cr. App. R. (S) 442.

65 *R v. Saik*, [2007] 1 A. C. 18, at 39 (para 41), 62 (para 123).

66 Ormerod, *supra* note 56, at 1003.

(1968年刑事上訴法3条, 18条3項)として, 「上訴の氾濫」は発生しないとの観測がなされている⁶⁷。

IV 結語

以上, 本稿では, 資金洗浄の共謀罪の成否が争われた Saik 事件を中心として, 共謀罪の主観的要件に関するイギリスにおける議論状況を概観してきた。

資金洗浄罪は, 1976年の法律委員会が予見していなかった犯罪類型であり, その共謀罪の主観的要件という問題は, 1977年法制定当時の議論を越えるものであった。そして, Saik 事件において, 貴族院は, 1977年法1条2項が全ての犯罪類型に及ぶこと, 同項にいう「意図又は認識」が厳格に理解されるべきであり, 「疑念」はこれに含まれないこと, および「事実又は状況」が既遂犯のアクトス・レウスを意味することを明確に示した。このように, 控訴院の立場が不明確な状況の中, 貴族院がその立場を初めて明確に示した点において, Saik 事件には重要な意義が認められる⁶⁸。

さらに, Saik 事件によって提起された問題は, 1977年法1条2項, および1988年法93C条2項の解釈という実体的問題から共謀罪訴追の方法という手続的問題に至るまで, 多岐にわたっており, イギリスにおける共謀罪の問題状況の一端を窺い知ることもできた。

本稿の冒頭で示したように, 現在, イギリスでは, 法律委員会による共謀罪と未遂罪の検討作業が行われ, 最終的な改正提案がなされた状況にある⁶⁹。そこでは, 共謀罪の主観的要件が全面的に検討されており, 既遂犯が事実又は状況の証明を要求している場合, 「その存在の可能性に関する無謀で足りるものとすべき」との提案が行われている⁷⁰。また, 「認識」の意義, 資金洗浄の共謀罪の「2つの類型化」の問題などについて

67 *Id.*, at 1003-1004.

68 C. M. V. Clarkson et al., *Clarkson and Keating Criminal Law : Text and Materials* (7th ed., 2010, Sweet & Maxwell,), at 481 ; Simester et al., *supra* note 59, at 481-482.

69 なお, この一連の検討作業のうち, 未遂罪に関連する部分については, 拙稿・前掲注60とともに, 拙稿「イギリスにおける未遂法の現状と課題について (2・完) — 法律委員会による立法提案とその議論を中心として — 」熊本法学121号 (2010) 67頁以下参照。

70 CP183, *supra* note 3, paras 1.23-1.24, 4.4, 4.113, 17.4 ; LC318, *supra* note 4, paras 1.47-1.49, 2.59 ff. もっとも, CP183の暫定的提案とLC318の最終提案は, その内容が若干異なっている。

も、詳しく検討されているようである⁷¹。さらに、「共謀罪の本質・処罰根拠」という点も、その検討作業において議論されるべき根本的な問題の1つであろう。

このように、イギリスでは、Saik 事件貴族院判決以降、これを踏襲する控訴院の裁判例が蓄積される一方で⁷²、法律委員会の検討作業・改正提案により、共謀罪を取り巻く環境に新たな変化が起こり得る状況にある。そこで、今後、本稿の成果を踏まえつつ、CP183および LC 318の内容の分析へと研究を進めていくことにしたい。

【付記】本稿は、平成22年度科学研究費補助金（若手研究（B））「イギリス法におけるコンスピラシー概念の動向」（課題番号：22730059）による研究成果の一部である。

71 LC318, *supra* note 4, para 2.64.

72 *R v. Ramzan*, [2006] EWCA Crim. 1974 ; *R v. Suchedina*, [2006] EWCA Crim. 2543.